

第5章 国に対する要望・提案

1 発生後から関係 8 県緊急要望（令和元年 9 月実施）まで

本県で豚熱が発生してから、防疫措置や補償の内容、飼養豚へのワクチン接種等、機を捉えて国へ要望してきた。

<平成 30 年度の実績>

平成 30 年			
11月	15日(木)	河合副知事と農林水産省消費・安全局長の面談	<ul style="list-style-type: none"> 豚の出荷自粛等への補償として、共同堆肥センターやと畜場も自粛要請した際の補償対象とすること 地方の獣医師確保のための人材育成施策の強化、発生時には、引き続き国や他県からの獣医師の派遣への配慮 その他、疫学調査チームの検証の早期実施や野生いのししの調査手法等の明確化
	21日(水)	知事、岐阜市長他と高鳥修一農林水産副大臣他の面談	<ul style="list-style-type: none"> 防疫対策の着実な実施、まん延防止のための、国、県、市の協力体制の確認
12月	6日(木)	知事と吉川貴盛農林水産大臣の面談	<ul style="list-style-type: none"> 豚熱対応への国の協力に対するお礼、最新の状況を説明
	16日(日)	河合副知事と農林水産省審議官の面談	<ul style="list-style-type: none"> 最新の状況を説明 ※飼養衛生管理の強化等を指示、ワクチン接種は考えていない旨発言あり
	16日(日)	知事、河合副知事等と小里泰弘農林水産副大臣の面談	<ul style="list-style-type: none"> 副大臣から、「拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会の結果」及び「農林水産省豚コレラ等家畜伝染病防疫対策会議の結果」の報告
	27日(木)	知事が内閣官房副長官、危機管理監、副長官補を表敬訪問	<ul style="list-style-type: none"> 最新の状況を説明
平成 31 年			
2月	6日(水)	知事、河合副知事等と小里泰弘農林水産副大臣の面談	<ul style="list-style-type: none"> 副大臣から、「鳥インフルエンザ等家畜防疫対策本部」の結果報告 農林水産省の派遣獣医師による県内農場の飼養衛生管理指導に対し協力要請
3月	1日(金)	知事、河合副知事等と小里泰弘農林水産副大臣の面談	<ul style="list-style-type: none"> 副大臣から、野生いのししへの経口ワクチン投与、飼養衛生管理基準の徹底、農場再開に対する支援策等について、情報共有及び協力依頼

<平成31・令和元年度の実績>

平成31年			
4月	4日(木)	農政部長等と農林水産省動物衛生課長等の面談 ・現状及び対策、異常時の早期通報と飼養衛生管理基準の遵守徹底の他、再開に向けた豚へのワクチン接種を含めた総合的な対策について意見交換	
	8日(月)	知事と江藤拓総理大臣秘書官、農林水産省消費・安全局長の面談 ・野生いのししへの経口ワクチン散布及び豚へのワクチン接種等について意見交換	
	23日(火)	知事と小里泰弘農林水産副大臣の面談 ・野生いのししへの経口ワクチン散布及び豚へのワクチン接種等について意見交換	
	24日(水)	河合副知事等と農林水産省消費・安全局長等の面談 ・農林水産省から早期出荷事業について事業スキーム等について説明	
	27日(土)	農政部長等と農林水産省消費・安全局総務課総括等の面談 ・早期出荷事業について農林水産省から提案・説明	
	30日(火)	農政部長等と農林水産省消費・安全局総務課総括等の面談 ・早期出荷事業の詳細について意見交換	
5月	6日(月)	農政部長等と農林水産省消費・安全局動物衛生課長等の面談 ・早期出荷事業、野生いのしし対策、豚へのワクチン接種等について意見交換	
6月	11日(火)	河合副知事から農林水産省消費・安全局長に要望 ・早期出荷事業の実施方法について要望	
	26日(水)	河合副知事等と農林水産省消費・安全局長等の面談 ・農林水産省から早期出荷事業について事業スキーム等について説明	
7月	9日(火)	危機管理部長、農政部長等と陸上自衛隊第10師団司令部との面談 ・夏期の防疫措置における熱中症対策、県内最大規模の農場で発生した場合を想定した防疫措置計画について意見交換	
	25日(木)	湯崎広島県知事(全国知事会農林商工委員長)が小里泰弘農林水産副大臣に要請 ・感染経路等の早期解明、野生いのしし対策、農家等の経営支援、水際対策の強化等を要請	
9月	4日(水)	農政部次長から農林水産省大臣官房審議官に要請 ・豚熱検査にリアルタイムPCRを導入すること、野生いのししの個体数削減にも十分な予算を確保することを要請	
	17日(火)	知事と江藤農林水産大臣、末松事務次官の面談 ・豚へのワクチン接種も含めた豚熱対策について意見交換	

2 豚コレラ対策に関する緊急要望（関係8県）

令和元年9月20日、豚熱が発生している8県が合同で、江藤農林水産大臣に「豚コレラ対策に関する緊急要望」を行った。

（岐阜県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、愛知県、三重県）

豚コレラ対策に関する緊急要望

昨年9月、国内で26年ぶりに発生した豚コレラは、関係者による懸命の努力にも関わらず、この1年間に約13万頭が殺処分されるなど甚大な被害をもたらし、養豚の主要産地を擁する関東でも新たに発生するなど、終息が見通せないどころか、更なる広域化の様相を呈している。

国においては、今回の事態を国家レベルの危機事案と受けとめ、次の事項について早急に措置を講じることを強く求める。

1. 飼養豚への緊急ワクチン接種

国の責任において、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」第13の2に規定される豚への緊急ワクチン接種の実施を速やかに決定すること

また、ワクチン接種後の接種豚の円滑な流通について、取引価格の下落や風評被害の防止も含め、国の責任において対応すること

2. アフリカ豚コレラを踏まえた水際対策の強化

韓国でも発生が確認されたアフリカ豚コレラの国内侵入を防止するため、罰則の強化を含め、一層の水際対策の強化、徹底を図ること

また、国内侵入に備え、発生国等とも協力し、ワクチンを含む治療法の研究開発を推進するとともに、対策の先進地である欧州のバイオセキュリティの知見も活かし、飼養衛生管理基準の見直し、更なる防疫対策の充実を図ること



<合同要望後の取材の様子>

この要望を行った20日の午後、農林水産省豚コレラ対策本部が開催され、その後の大臣臨時会見で、豚へのワクチン接種の方針が示された。

江藤農林水産大臣 臨時会見 農林水産省 HP より

大臣に就任しまして、まだ1週間余りではありますが、この間豚コレラ発生県の多くの関係者の皆様方にお会いをして、皆様方からはワクチン接種を認めてほしいという要望をいただいております。また、本日は関係する8県を代表をして、富山県、福井県、長野県、三重県、岐阜県の知事さんとお会いをし、要望を改めていただきました。更に自民党、公明党、共産党の皆様方からも御要請文をいただきました。その要請の内容は同様にワクチン接種を進めるべきというものであります。このような声をいただいている中、先ほど、農林水産省豚コレラ疾病対策本部を開催し、省幹部と更に議論を重ねた上、次の2点を決定いたしましたので御報告いたします。

第1に現在の防疫指針では予防的ワクチンの接種はできないとされておりますので、これを可能となるように防疫指針の改定作業に着手します。

第2にメーカーに対してワクチンの増産依頼をいたします。この決定を受け、直ちに防疫指針の改定の議論を始めるために本日、食料・農業・農村政策審議会の牛豚等疾病小委員会を開催いたします。この小委員会は本日だけではなく、来週も精力的に開催し、改定案を早急にまとめていただく予定であります。ここでとりまとめられた改正案につきましては、家畜伝染病予防法に基づく都道府県への意見照会、それから行政手続法に基づくパブリックコメントにより、皆様から御意見をいただくこととなります。

これらの法的手法を経た後で、食料・農業・農村政策審議会の家畜衛生部会で改定について答申をいただき、新しい防疫指針を施行します。これにより、新しい防疫指針を踏まえて知事が予防的ワクチンの接種を養豚農家に命ずることができるようになります。また豚コレラの終息に向け、予防的ワクチンだけではなく、農場にウイルスを入れないための飼養衛生管理基準の遵守の更なる徹底、農場の囲い込み柵の設置、野生イノシシ対策の推進のための捕獲の強化、ワクチンベルトの構築、これらを徹底して取り組んでまいります。以上であります。

一方針の表明を受けた知事コメント

本日、すでに豚コレラが発生している8県合同の要望を受けて、農林水産省の豚コレラ対策本部において、豚へのワクチン接種を実施する方針が示された。

これは、豚コレラ収束に向けての重要な決定として評価したい。

ただ、今後、速やかにワクチン接種の具体的な方法や、接種豚の円滑な流通の確保策をクリアにしていく必要がある。

このため、県としては、国や関係県と密接に連携して、農家の皆さんが一日も早く安心して経営できるよう、引き続き全力で取り組んでいく考えである。

3 全国知事会CSF対策プロジェクトチーム

豚熱発生以来、1年以上に亘る経験と反省を踏まえた地方の意見を、家畜伝染病予防法改正をはじめとする豚熱・アフリカ豚熱対策に反映させるため、全国知事会に、CSF対策プロジェクトチームを立ち上げ、国への提言等を行うこととなった。

関係法改正後も、適時、要望活動を行っている。

<令和元年度活動実績>

令和元年			
11月	15日(金)	全国知事会に「CSF対策プロジェクトチーム(PT)」を立ち上げ。 ・全国知事会農林商工常任委員会に「CSF対策プロジェクトチーム」を設置	
	22日(金)	CSF対策プロジェクトチーム会議開催 ・「総合的CSF対策の確立に向けた提言」について協議、取りまとめ	
	27日(水)	江藤農林水産大臣等に要請 ・「総合的CSF対策の確立に向けた提言」について江藤農林水産大臣、農林水産省における有識者会議、自由民主党の農林合同部会に申し入れ	
12月	26日(木)	農林水産事務次官への申し入れ ・「家畜伝染病予防法改正の主要論点」について、末松農林水産事務次官に申し入れ ※アフリカ豚熱発生時の予防的殺処分について、関係者間でも慎重論があるため、その導入に当たっては、全国知事会PTとしても、明確な発動要件や経営再開に向けた十分な補償、支援策と合わせて制度化すること等について意見。	
令和2年			
1月	9日(木)	アフリカ豚熱予防的措置(ASF予防的措置円滑化緊急支援事業)に係る説明会を開催(CSF対策PT主催)	
	15日(水)	アフリカ豚熱予防的措置について意見提出	



<PTリーダー挨拶(写真提供:全国知事会)>



<会議の様子(写真提供:全国知事会)>

<令和2年度～令和4年度活動実績>

令和2年			
6月	4日(木)	全国知事会議にて「CSF・ASF対策と感染拡大防止に向けた提言」を決議 ・飼養衛生管理の更なる強化や野生いのしし対策の行程の明確化、発生農家の再開支援の充実等	
7月	17日(金)	農林水産事務次官へ要請 ・「CSF・ASF対策と感染拡大防止に向けた提言」について、末松農林水産事務次官に要請 ※全国知事会事務総長が代理で手交	
9月	11日(金)	「CSF経口ワクチン散布事業の予算確保等に係る緊急申し入れ」を農林水産省へ実施 ・経口ワクチンの輸入遅延を背景とした緊急申し入れ	
10月	29日(木)	「豚熱・アフリカ豚熱対策に係る緊急申し入れ」を農林水産省へ実施 ・群馬県のワクチン接種済み農場での豚熱発生を受け実施	
令和3年			
6月	10日(木)	全国知事会議にて「豚熱・アフリカ豚熱対策と感染拡大防止に向けた提言」を決議 ・ワクチン接種における適切な接種時期の提示当等を追加	
7月	29日(木)	農林水産省消費・安全局長へ要請 ・「CSF・ASF対策と感染拡大防止に向けた提言」について、小川農林水産省消費・安全局長に要請 ※全国知事会事務総長が代理で手交	
令和4年			
7月	29日(金)	全国知事会議にて「豚熱・アフリカ豚熱と感染拡大防止に向けた提言」を決議 ・豚熱ワクチンの回数も含めたより適切な接種方法の提示、浸潤状況や野生いのししの状況に応じた経口ワクチン散布方針の提示等を追加	
8月	19日(金)	農林水産省消費・安全局へ要請 ・「CSF・ASF対策と感染拡大防止に向けた提言」について、森農林水産省消費・安全局長に要請 ※全国知事会事務総長が代理で手交	

4 関係法令の改正

(1) 家畜伝染病予防法の改正（予防的殺処分関係）経過

アフリカ豚熱がアジア各国で猛威を振るっており、国内での発生リスクが高まっていることに鑑み、議員立法で、令和2年の通常国会冒頭に予防的殺処分を可能とする法案が先行して提出された。この法案について、異例の速さで審議が進められ、令和2年1月30日に改正法案が成立し、2月5日に施行された。

<改正概要>

- ・「豚コレラ」を「豚熱」に、「アフリカ豚コレラ」を「アフリカ豚熱」に名称変更。
- ・アフリカ豚熱について、家畜の予防的殺処分の対象とする。
- ・予防的殺処分は、飼養豚でアフリカ豚熱が発見された場合だけでなく、野生いのしし等でアフリカ豚熱が発生した場合でも措置を講ずることが可能。
- ・野生いのしし等でアフリカ豚熱感染が発見された場合の指定地域及び指定家畜の指定は、農場周辺の生息状況や家畜の飼養衛生管理レベル等を考慮して必要最小限度の範囲で行うとともに、関係都道府県知事及び食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて行う。

<家畜伝染病予防法の改正（予防的殺処分関係）経過>

令和2年 第201回 衆法 2号			
1月	20日（月）	・通常国会の冒頭に、ASF発生時の予防的殺処分を可能とする法案を先行して提出	
	28日（火）	・衆議院議案受理。同日、可決。参議院へ	
	29日（水）	・ASF防疫指針について、県から農林水産省に意見提出	
	30日（木）	・参議院で可決し、成立	
2月	5日（水）	・公布、施行	

(2) 家畜伝染病予防法の改正（飼養衛生管理・水際対策強化関係）経過

飼養衛生管理の強化、国と地方の役割分担の明確化、肉製品の持ち込みに対する罰則の強化といった水際対策の拡充等を盛り込んだ改正案が、令和2年3月27日に可決・成立し、7月1日に施行された。

＜改正概要＞

○飼養衛生管理

- ・家畜所有者の責任の明確化（飼養衛生管理責任者を選任する制度を創設）。
- ・農家が豚熱、アフリカ豚熱が発生した際の届け出義務に違反した場合の罰金引き上げ。
 - 個人：100万円以下→300万円以下
 - 法人：100万円以下→5,000万円以下
- ・飼養衛生管理基準の遵守違反の罰金を引き上げ。
 - 個人・法人：30万円以下→100万円以下

○国と地方の役割分担の明確化

- ・汚染された場所の消毒、通行の制限、飼養衛生管理指導等の計画・指導及び助言・勧告、家畜等の移動の制限を都道府県の役割と規定
 - ※知事が行わない場合、農林水産大臣が指示できる。

○水際対策

- ・違法な肉製品や畜産物の持ち込みに対する罰金引き上げ。
 - 個人：100万円以下→300万円以下
 - 法人：100万円以下→5,000万円以下
- ・入国者の携帯品中の畜産物（肉製品等）の有無を、家畜防疫官が質問、検査できるよう権限を強化。
- ・携帯品及び国際郵便検査の結果、発見された違反畜産物について、家畜防疫官が廃棄できるよう権限を強化。

＜家畜伝染病予防法の改正（飼養衛生管理・水際対策強化関係）経過＞

令和2年 第201回 閣法25号		
2月	5日（水）	・国から法案について、全国知事会PTに意見照会
	17日（月）	・全国知事会PTから法案について意見提出
	25日（火）	・改正法案が閣議決定、国会へ改正法案提出、受理
3月	18日（水）	・衆議院農林水産委員会で可決
	19日（木）	・衆議院可決、参議院へ
	27日（金）	・参議院で可決・成立
4月	3日（金）	・公布
7月	1日（水）	・施行

（3）関係基準等の改正

家畜伝染病予防法の改正・施行に先立ち、豚及びいのししの飼養農場における飼養衛生管理の適正化を図るため飼養衛生管理基準の見直しが行われた。

また、家畜伝染病予防法の改正に伴い、具体的な運用を規定するため、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」も改正された。

<改正概要>

○飼養衛生管理基準の改正

- ・令和2年3月9日付けで公布
- ・令和2年7月1日付けで施行
- ・以下、猶予期間を経て令和2年11月1日付けで施行
 - 衛生管理区域への野生動物の侵入防止
野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ・以下は、令和3年4月1日に施行（最終）。
 - 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従業員等への周知徹底
 - 放牧制限の準備（放牧停止等に備え、畜舎の確保等）
 - 処理済み飼料の利用（適正処理されたもののみを使用）

○豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

- ・令和2年4月9日に家畜衛生部会へ諮問
- ・令和2年5月に、県への意見照会及びパブリックコメントの実施
- ・令和2年7月1日に改正・施行
 - 関連事業者の責務の明確化
 - 都道府県知事の家畜所有者に対する緊急的な勧告・命令
 - 野生動物で発見された際、当該場所の消毒、通行制限、周辺農場等に対する移動制限

（４）養豚農業振興法の改正

同法律は養豚農業の振興、国内由来飼料の利用増進、養豚農家への援助等、全9条からなる理念法であり、豚熱の影響の緩和等を盛り込んだ改正案が、令和2年3月27日に可決・成立し、4月3日に公布、施行された。

<改正概要>

- ・CSFなどの伝染病の発生予防と農家経営への影響緩和を追加。
- ・国や都道府県は、伝染病発生後の農家の経営再建支援に努めること。
- ・飼養衛生管理の向上に必要な施設、設備などの整備促進等の施策を集中的に講じること。
- ・国内由来飼料の利用（エコフィード）を増進するための施策について、安全性の確保に配慮しつつ、施策を講ずるよう努めること。

<養豚農業振興法の改正経過>

令和2年 第201回 閣法25号			
3月	18日（水）	・国会へ改正法案提出、受理	
	19日（木）	・衆議院可決、参議院へ	
	27日（金）	・参議院で可決・成立	
4月	3日（金）	・公布、施行	